

硫黄酸化物

施設名	法規制値	測定値		測定年月日
	K値	算出K値	排出量(Nm ³ /h)	
溶鋁炉	17.5	0.206	1.28	2024/2/26
鍊ピ炉	17.5	0.206	1.28	2024/2/26
# 1 粗鉛ケトル炉	17.5	0.11	0.07	2023/11/9
精鉛ケトル炉	17.5	0.357	0.236	2023/9/20
種板ケトル炉	17.5	0.361	0.078	2023/11/9
No 2 粗鉛ケトル炉	17.5	0.357	0.236	2023/9/20
No 3 粗鉛ケトル炉	17.5	0.357	0.236	2023/9/20
副産 1 号炉	17.5	0.002	<0.008	2024/2/13
副産 2 号炉	17.5	0.003	<0.015	2023/10/24
副産 3 号炉	17.5	0.16	0.036	2023/12/15
粗銀精製炉	17.5	0.018	<0.004	2024/1/16
揮発炉	17.5	0.018	<0.004	2024/1/16
合金 3 号炉	17.5	0.162	0.035	2023/11/10
合金 5 号炉	17.5	0.361	0.078	2023/11/9

備考

1. 法規制値は、大気汚染防止法第 3 条第 2 項第 1 号の政令で定める地域ごとに別表第 1 の下欄（右欄）に掲げる値

2. 硫黄酸化物排出量は、次に掲げる測定法により測定して算出される硫黄酸化物の排出量

日本工業規格（以下、単に「規格」という）K 0 1 0 3 に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格 Z 8 8 0 8 に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法

窒素酸化物

施設名	法規制値 cm ³ / Nm ³	協定値 cm ³ / Nm ³	測定値 cm ³ / Nm ³	測定年月日
溶鋳炉	100	100	12	2024/2/26
錬ピ炉	100	100	12	2024/2/26
# 1 粗鉛ケトル炉	200	200	74	2023/11/9
精鉛ケトル炉	200	200	65	2023/9/20
種板ケトル炉	200	200	88	2023/11/9
No 2 粗鉛ケトル炉	200	200	65	2023/9/20
No 3 粗鉛ケトル炉	200	200	65	2023/9/20
副産 1 号炉	200	200	23	2024/2/13
副産 2 号炉	200	200	43	2023/10/24
副産 3 号炉	200	200	110	2023/12/15
粗銀精製炉	200	200	66	2024/1/16
揮発炉	200	200	66	2024/1/16
合金 3 号炉	180	180	61	2023/11/10
合金 5 号炉	180	180	88	2023/11/9

備考

1. 窒素酸化物濃度の測定は、大気汚染防止法（昭和 4 3 年法律第 9 7 号）に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法による
2. 窒素酸化物濃度は、0℃ 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 m³ 当りのものとする
3. 窒素酸化物濃度については、酸素濃度による補正を行った値とする

排ガス・ばいじん

施設名	法規制値 g / Nm ³	協定値 g / Nm ³	測定値 g / Nm ³	測定年月日
溶鋳炉	0.15	0.1	<0.01	2024/2/26
錬ピ炉	0.15	0.1	<0.01	2024/2/26
# 1 粗鉛ケツトル炉	0.3	0.3	0.01	2023/11/9
精鉛ケツトル炉	0.3	0.3	<0.01	2023/9/20
種板ケツトル炉	0.3	0.3	<0.01	2023/11/9
No 2 粗鉛ケツトル炉	0.3	0.3	<0.01	2023/9/20
No 3 粗鉛ケツトル炉	0.3	0.3	<0.01	2023/9/20
副産 1 号炉	0.2	0.15	<0.01	2024/2/13
副産 2 号炉	0.2	0.2	<0.01	2023/10/24
副産 3 号炉	0.3	0.2	<0.01	2023/12/15
粗銀精製炉	0.2	0.2	<0.01	2024/1/16
揮発炉	0.3	0.3	<0.01	2024/1/16
合金 3 号炉	0.2	0.2	<0.01	2023/11/10
合金 5 号炉	0.2	0.2	<0.01	2023/11/9

備考

- ばいじん量の測定は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法による
- ばいじん量は、0℃1気圧の状態に換算した排出ガス1m³当りのものとする

排ガス・有害物質 C d

施設名	法規制値 mg / Nm ³	協定値 mg / Nm ³	測定値 mg / Nm ³	測定年月日
溶鋳炉	1.0	0.7	<0.002	2024/2/26
錬ピ炉	1.0	0.7	<0.002	2024/2/26
# 1 粗鉛ケトル炉	1.0	0.7	<0.002	2023/11/9
精鉛ケトル炉	1.0	0.7	<0.002	2023/9/20
種板ケトル炉	1.0	0.7	<0.002	2023/11/9
No 2 粗鉛ケトル炉	1.0	0.7	<0.002	2023/9/20
No 3 粗鉛ケトル炉	1.0	0.7	<0.002	2023/9/20
副産 1 号炉	1.0	0.7	<0.002	2024/2/13
副産 2 号炉	1.0	0.7	<0.002	2023/10/24
副産 3 号炉	1.0	0.7	<0.002	2023/12/15
粗銀精製炉	1.0	0.7	<0.002	2024/1/16
揮発炉	1.0	0.7	<0.002	2024/1/16
合金 3 号炉	1.0	0.7	<0.002	2023/11/10
合金 5 号炉	1.0	0.7	<0.002	2023/11/9

備考

- 有害物質量の測定は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法による
- 有害物質量は、0℃ 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 m³ 当りのものとする

排ガス・有害物質 P b

施設名	法規制値 mg / Nm ³	協定値 mg / Nm ³	測定値 mg / Nm ³	測定年月日
溶鋳炉	30	20	0.018	2024/2/26
錬ピ炉	30	20	0.018	2024/2/26
# 1 粗鉛ケトル炉	10	7	0.18	2023/11/9
精鉛ケトル炉	10	7	0.033	2023/9/20
種板ケトル炉	10	7	0.003	2023/11/9
No 2 粗鉛ケトル炉	10	7	0.033	2023/9/20
No 3 粗鉛ケトル炉	10	7	0.033	2023/9/20
副産 1 号炉	10	7	0.02	2024/2/13
副産 2 号炉	10	7	0.026	2023/10/24
副産 3 号炉	10	7	0.024	2023/12/15
粗銀精製炉	10	7	<0.003	2024/1/16
揮発炉	10	7	<0.003	2024/1/16
合金 3 号炉	10	7	0.003	2023/11/10
合金 5 号炉	10	7	0.003	2023/11/9

備考

- 有害物質量の測定は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法による
- 有害物質量は、0℃ 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 m³ 当りのものとする

排水

項目	法規制値	協定値	測定値		測定年月日
			坑廃水処理場	藤沢捨石鉱さい集積場	
水素イオン濃度	5.8~8.6	6.5~8.5	7.5	7.3	2024/2/6
カドミウム及び その化合物 (mg/l)	0.1	0.03	<0.003	0.003	2024/2/6
鉛及びその化合物 (mg/l)	0.1	0.07	<0.01	<0.01	2024/2/6
フッ素及びその化合物 (mg/l)	8.0	6.0	2.2	2.5	2024/2/6
亜鉛含有量 (mg/l)	2.0	2.0	0.02	0.14	2024/2/6

備考

1. 測定方法は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に定める方法とする

騒音・振動・臭気

項目	協定値			測定値	測定年月日
騒音	昼間	朝・夕	夜間	朝 37.9	24/1/17~18
				昼 44.3	
				夕 34.5	
	5.5 dB(A)以下	5.0 dB(A)以下	4.5 dB(A)以下	夜間 37.4	
(法規制区域外)					
振動	昼間	夜間		昼 27.7	2023/10/16
	6.0 dB以下	5.5 dB以下		夜 32.9	
	(法規制区域外)				
臭気	規制個所 敷地境界			<10	2023/8/8
	協定値 臭気指数 1.5 (法規制区域外)			<10	

備考

騒音

- 測定方法は、騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び宮城県公害防止条例(昭和46年宮城県条例第12号)に定める方法とする。
- 昼間とは、午前8時から午後7時まで 朝・夕は、午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで 夜間とは、午後10時から翌日の午前6時までとする。

振動

- 想定方法は、振動規制法(昭和51年法律第64号)及び宮城県公害防止条例(昭和46年宮城県条例第12号)に定める方法とする。
- 昼間とは、午前8時から午後7時まで 夜間とは、午後7時から翌日の午前8時までとする。

臭気

- 測定方法は、三点比較式臭袋法(平成7年9月13日環境省告示第63号)に定める方法とする。